

自動販売機設置に係る施設利用承認
に関する一般競争入札案内書

設置場所：石川県文教会館
物件番号：1～4

令和4年2月9日（水）

公益財団法人石川県文教会館

目 次

| | | |
|---|--|-----|
| 1 | 自動販売機設置に係る施設利用承認に関する一般競争入札案内書（本紙含む） | 全7頁 |
| 2 | 仕様書 | 全4頁 |
| 3 | 入札心得書 | 全2頁 |
| 4 | 自動販売機設置に係る施設利用承認に関する契約書 | 全6頁 |
| 5 | 各種様式等 | 全7頁 |
| | 一般競争入札参加申込書兼施設利用承認申請書（別記様式1） | |
| | 誓約書（別記様式2） | |
| | 一般競争入札参加申込書兼施設利用承認申請書の提出に関する委任状 （別記様式3） | |
| | 自動販売機設置に係る施設利用承認の一般競争入札に関する質問書 （別記様式4） | |
| | 入札書（別記様式5） | |
| | 自動販売機設置に係る施設利用承認の一般競争入札に関する委任状 （別記様式6） | |

入札事務を執行する機関

〒920-0918 金沢市尾山町10番5号

公益財団法人石川県文教会館総務課（事務担当：浅野）

電話番号 076-262-7311 Fax 番号 076-262-2779

※1 本案内書は、現地説明及び入札の際お持ち下さい。

※2 本案内書に綴じ込みの様式は、コピーしてお使い下さい。

自動販売機設置に係る施設利用承認に関する一般競争入札等説明書

公益財団法人石川県文教会館（以下「財団」という。）では、石川県において実施している「自動販売機設置に係る県有財産貸付の一般競争入札」に準じ、自動販売機を設置するため財団の施設の一部を利用する事業者を募集し、地方自治法の「一般競争入札」の例による方法（以下「一般競争入札」という。）で、施設を利用できる事業者（以下「利用者」という。）と利用者が財団に支払う利用料を決定するものとします。

入札に参加を希望される方は、この入札案内書のほか、仕様書等をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1 一般競争入札により自動販売機を設置するために利用承認する場所等

| 物件番号 | 施設名 | 設置場所 | 所在地 | 利用承認面積 | 販売品目 |
|------|-------------|---------------|-----------------|--------|------|
| 1 | 石川県 文教会館 | 1階ロビー奥 右 | 金沢市尾山町10番 5号 | 2.13㎡ | 飲料 |
| 2 | | 1階ロビー奥 左 | | 2.13㎡ | |
| 3 | | 4階エレベーター 横 | | 2.13㎡ | |
| 4 | | 1階警備員横 | | 1.80㎡ | |

利用承認面積は設置可能な面積であり、全ての面積を設置に使用することは求めません。また、設置できる自動販売機本体の寸法制限もありますので仕様書をご確認ください。

2 入札方法、入札及び開札を行う日時及び場所

入札は、以下の4物件についてそれぞれの物件ごとに3か年の総利用料（消費税及び地方消費税を含む）（以下「入札価格」という。）を記入し一括して入札していただき、入札後、即時開札します。

落札者の決定は物件ごとに、物件番号順にそれぞれ決定します。落札が決定した時点で、その落札者のそれ以降の物件に係る入札価格は無効とします。（以下「一抜け入札」という。）ただし、既落札者のほかに入札がない場合及び予定価格以上の有効な入札がない場合は有効とします。

（物件）

| 物件番号 | 入札区分 | 設置場所 | 販売品目 （詳細） | 入札日時 | 入札会場 |
|------|-----------|---------------|-------------------|-------------------------------|--|
| 1 | 一抜け 入札 | 1階ロビー奥 右 | ペットボトル、 缶ジュース等 | 令和4年 3月1日 (火) 13時10分 | 金沢市尾山町 10番5号 石川県文教会館 4階 406会議室 |
| 2 | | 1階ロビー奥 左 | ペットボトル、 缶ジュース等 | | |
| 3 | | 4階エレベーター 横 | ペットボトル、 缶ジュース等 | | |
| 4 | | 1階警備員横 | 紙コップ式 コーヒー等 | | |

3 利用承認期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（3年間）
なお、更新はしません。

4 現地説明の日時及び場所（事前申込は不要）

令和4年2月16日（水）11時から
金沢市尾山町10番5号 石川県文教会館1階ロビー

5 入札価格

入札価格は、3の利用承認期間中の利用料の総額（消費税及び地方消費税を含む）を記入してください。

6 入札参加者の資格に関する事項

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和3年度の競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。
 - ア 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 法人にあっては石川県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては石川県内で事業を営んでいる者であること。
- (6) 自動販売機の設置業務について、過去3年間に2年以上自ら管理・運営している実績を有している者であること。

7 自動販売機の設置に係る施設の利用条件

(1) 利用者の施設使用形態

利用者は自動販売機を飲料販売の目的で設置するため、施設の一部を利用します。石川県文教会館を管理する財団はその利用を承認し、利用者から利用料を徴収する方法により行います。

(2) 利用料

落札価格をもって、期間中の総利用料とし、契約期間の年数に均等分割し、各年度の4月末日までに、財団が指定する口座に全額をお支払いください。

(振込手数料等は利用者の負担とします。)

また、既に納付された利用料は返還しないものとします。ただし、契約期間中に、契約者の責めに帰すことができない事由により契約が解除又は中断となるときは、既に納付された利用料のうち、その期間に係る利用料を日割りによって算定した額を返還できるものとし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

(3) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用はすべて利用者の負担とします。

また、電気・水道の光熱水費相当額については利用者の負担としますが、別添仕様書の「3 利用条件等」の②による自動販売機を導入するとともに電気・水道の節約に努めてください。

なお、財団は必要に応じ利用者の販売行為に支障が出ない程度に、電気・水道の使用の制限を設置者へ指示できるものとします。

(4) 設置機器及び販売品目の条件

別添仕様書記載のとおりとします。

(5) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 契約書の事項を遵守し、期限までに利用料を確実に支払うこと。

イ 設置場所の原状を変更してはならないこと。

ウ 自動販売機を設置し販売行為をする権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

エ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、財団の指示に従うこと。

(6) 維持管理責任

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 利用者の責任のもと、衛生管理、安全管理の徹底を図ること。

自動販売機の設置や自動販売機での販売に関する法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

イ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで、安全板やボルト等を利用して安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

ウ 自動販売機の故障や問合せについては、連絡先を自動販売機前面に明記し、利用者の責任において対応すること。

エ その他、別添仕様書記載のとおりとすること。

(7) 原状回復

利用者は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、利用者は一切の補償を財団に請求することができません。

(8) 報告義務

利用者は、販売行為に係る自動販売機について、端末機械を使ったデータ収集等により、売上数量及び売上金額について、明確な手法で把握、管理し、財団の求める時には、売上数量及び売上金額について書面で財団に提出してください。

なお、このデータについては次期の入札執行が行われる場合に際しての参考資料となるほか、次期の入札参加者には入札参考データとして売上総額、売上総本数等を提示する場合があります。このため、虚偽等のデータの提出はないようお願いします。虚偽等のデータの提出により財団に損害を与えた場合は、利用者はその損害に相当する金額を損害賠償として財団に支払うものとします。

8 入札参加申込の方法

(1) 申込方法及び申込受領期限等

この入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。

申込みは、持参又は郵送によるものとし、提出先及び受領期限は次のとおりとします。なお、郵送の場合は簡易書留により、かつ封筒に「自動販売機設置参加申込書 在中」と明記してください。

| 提出先 | 受領期限 |
|---|---|
| 〒920-0918 金沢市尾山町 10 番 5 号 石川県文教会館 2 階 公益財団法人石川県文教会館総務課 電話番号 076-262-7311・Fax 番号 076-262-2779 E-mail : bunkyo-j@p2222.nsk.ne.jp | 令和 4 年 2 月 22 日 (火) 17 時 簡易書留の場合、受領期限内必着 |

(2) 提出書類 (各 1 部)

【必須】

① 一般競争入札参加申込書兼施設利用承認申請書 (別記様式 1)

② 誓約書 (別記様式 2)

両面印刷可

③ 設置予定の自動販売機又は同等の機種のカatalog等 (コピー可)

【代表者 (本店) ではなく代理人 (支店) 名で申請書を提出とする場合】

④ 一般競争入札参加申込書兼施設利用承認申請書の提出に関する委任状

(別記様式 3)

一般競争入札参加申込書兼施設利用承認申請書の提出は、石川県に対する競争入札参加資格者の登録の際に提出いただいた委任状の委任事項に該当しないため、

申込書兼申請書の提出に代理人を立てる場合は、別に委任状を提出してもらう必要があります。

9 入札等に関する質疑

質疑のある場合は、質問書（別記様式4）を、令和4年2月16日（水）17時までに電子メール、FAX又は持参により、8(1)の提出先に提出してください。なお、電子メール又はFAXを送信した際は、電話にて担当者に受信確認してください。

回答書は、令和4年2月18日（金）までに電子メール又はFAXのいずれかの方法により、送付します。

10 入札保証金及び契約保証金

免除します。

11 入札日の持参品等

(1) 入札書（別記様式5）

再度入札のため、予備の入札書もご用意ください。

(2) 印鑑

(3) 自動販売機設置に係る施設利用承認の一般競争入札に関する委任状（別記様式6）

入札参加申込みをされた本人が入札に参加する場合は不要です。

法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合には委任状を持参して下さい。

(4) 筆記用具

(5) 身分証明書（運転免許証等、ご本人又は委任を受けた方と証明できるもの）

12 入札における注意事項

別添「入札心得書」をよくお読みください。

13 落札者の決定方法

落札者は、予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札をした方とします。

予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。

ただし、落札者となる同価格の入札者が二者以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。（詳細な手続きは、別添「入札心得書」を参照）

14 契約の締結

(1) 契約の締結

契約書は別紙のとおりとし、落札者は、落札決定の日から5日以内（入札日を算入し土日祝日を除く。）に契約を締結しなければなりません。

(2) 契約書に貼付する収入印紙代など契約の締結及び履行に関する費用については、

落札者の負担となります。

15 入札結果の公表について

今回の入札結果については、以下の内容について公表します。

(1) 公表の時期

契約締結後、財団が必要と認める時期

(2) 公表内容

- ① 当該入札物件の概要
- ② 利用料額
- ③ 契約者名

16 その他

財団において、公用、公共用若しくは公益事業の用に供するため利用承認物件を必要とするとき、又は利用承認物件が廃止されるときは、契約を解除する場合があります。その場合、既に支払いされた利用料のうち、その期間に係る利用料を日割りによって算定した額を返還します。（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとしします。）

この入札案内書に定めのない事項については、すべて地方自治法、同法施行令、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）及びその他関係法令等の定めるところの例によります。

17 問合せ先

表紙記載の入札事務を執行する機関